

1 競争入札参加資格

- (1) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (4) 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (5) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (6) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (7) 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除に関する誓約事項を確認のうえ、入札書に必ず誓約すること。
- (8) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。
- (9) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

2 郵便入札受領期限

- (1) **令和8年8月24日（月）15時まで、契約担当官の手元に届いたもの**に限り有効とする。また、郵便入札の際は、事前に担当に連絡するとともに、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。
- (2) 入札書を送付する場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印するものとする。

3 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 落札決定方法

- (1) **総品目総額**にて落札を決定する。
- (2) 落札となるべき入札をした者が2社以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじを引かない者がある場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

5 保証金

- (1) 入札保証金：免除 但し、落札者が契約締結に応じない場合には、違約金として落札金額の100分の5以上を徴収する。
- (2) 契約保証金：免除 但し、契約者が契約不履行の場合には、違約金として契約金額の100分の10以上を徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 入札金額、代表者及び担当者氏名が判明し難いもの。

- (3) 第1項に示す入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

7 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成提出すること。
- (2) 落札者は、契約金額が250万円を超える場合は契約書を、100万円以上かつ250万円を超えない場合は請書を作成提出すること。
- (3) 契約書に適用する特約条項は次に定めるとおりとする。

ア 基本契約条項

「駐屯地用標準契約書役務請負契約条項」

イ 特約条項

- (ア) 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- (イ) 「暴力団排除に関する特約条項」

8 代金の支払いに関する事項

履行完了後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

9 その他

- (1) 電報・電話による入札は認めない。
- (2) 入札日時に遅れた者の入札は認めない。
- (3) 再度入札については、郵便入札者がいる場合においては官側が指定する日時において実施するものとする。郵便入札者がいない場合はその場で実施するので入札書の予備を持参すること。
- (4) 入札参加者は、資格審査結果通知書の写し（令和7・8・9年度）を入札開始前までに提出すること。（FAX可）
ただし、（令和7・8・9年度）の写しがまだ手元にはない場合は定期申請時の受付票を提出すること（FAX可）
- (5) 代表権のない者の入札は無効となるので、代理人による入札の場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (6) 第1項に示す誓約事項は、会計隊で掲示する入札心得または、東北方面会計隊のホームページで確認すること。
- (7) 第1項に示す入札書に記載する誓約は、「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合)は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」と記載すること。
- (8) 入札書に「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を確認のうえ入札見積いたします。」と記載すること。

- (9) 初度の入札の際には、入札書に内訳書を添付すること。
- (10) 駐車場は厚生センター駐車場を利用すること。
- (11) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (12) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒038-0022

青森市浪館字近野45

陸上自衛隊 青森駐屯地 第380会計隊 契約班

TEL 017-781-0161 内線 6351

FAX 017-782-4182

担当者 黒瀧